

請 願 文 書 表

受理番号	5-6	受理年月日	5.11.24	付託委員会	福祉常任委員会
請願者の住所及び氏名	城陽市富野乾垣内20-29 全日本年金者組合城陽支部 代表 滝澤 京一 ほか 492人			紹介議員	若山 憲子
件 名	中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の実施を求める意見書提出の請願書				
要 旨	中等度難聴者の補聴器購入に対する公的支援補助制度を創設するよう、国に意見書を提出されること。				

## 1. 請願の趣旨

中等度難聴者の補聴器購入に対する公的支援補助制度を創設するよう、国に意見書を提出されること。

## 2. 請求の理由

難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になります。最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。

国連の世界保健機関(WHO)では、中等度難聴からの補聴器の装用が推奨され、欧州諸国は補聴器装用を「医療カテゴリー」で対応して手厚い公的補助を行っています。中等度難聴者に対する補聴器の普及は、認知症予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制、事故の防止などに寄与するものと考えます。

しかし、わが国では「障がいのカテゴリー」で限定的な対応となっています。現在、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度により、補聴器の購入に要する費用の一部を支給されていますが、制度の対象者は、聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象となる高度難聴以上(両耳70デシベル以上、又は片方の耳が90デシベル以上で、かつ他方の耳が50デシベル以上)となっており、中等度(40デシベル以上～70デシベル未満)以上の難聴者は対象外となっています。

高齢化が進むなか、補聴器装用を「医療カテゴリー」の対応とし、中等度の加齢性難聴者に対する公的補助が求められています。すでに全国の200を超える地方自治体が同主旨の意見書を国に提出しています。市区町村で独自の補聴器購入公的補助制度の実施は120市区町村にまで拡大しています。京都府内でも京丹後市、精華町で補助制度が実現しています。

補装具費の支給制度の対象とならない中等度難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう、国に意見書を提出されることを請願します。